

理事長への手紙

令和元年度

1	鳥屋野体育館プール棟シャワー室での水着着用について
受付日：令和2年1月21日（火）	
◇◇ご意見・ご提案◇◇	
<p>昨年（2019年）秋口頃より、鳥屋野体育館プール棟シャワー室入口に「シャワー室は公共の場であるので、水着を着用したまま利用して下さい」との注意書きがあるにもかかわらず水着を脱いで、タオル1枚で出てくる方を時々見かけ、一向に改善されておられません。</p> <p>その為12月27日にカーテンを透明にしたらいかがですか？と提案させていただきました。明けて1月8日夕刻に体育館の館長より回答（電話にて）があり、洗っているところを見られたくない人もおり、透明にしたら苦情が出るのでできないとの回答がありました。現場を見たら係員に報告し係員から注意させると館長から提案がありましたが、密告するようなことはできないと断ったところ、午後1:30頃から係員をシャワー室出口付近に配置し、注意させるとのことで了解しました。</p> <p>しかしながら、その後7回程プールを利用しましたが、一度も係員の姿を見かけておりませんし、相変わらずタオル一枚でシャワー室から出てくる人を見かけ大変不快な思いをしております。約束したことは実行し健全なプールにさせていただけるようご指導をお願い申し上げます。</p>	
回答日：令和2年1月31日（金） スポーツプロモーション課	
◇◇回答◇◇	
<p>日ごろより鳥屋野総合体育館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>また、これまでにもプール利用等について改善提案をいただき、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>この度は、屋内プールにて大変不快な思いをさせてしまい、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>ご指摘いただきました鳥屋野総合体育館屋内プールのシャワー利用に関する改善策について、館長からの説明が至らず、「午後1時30分からスタッフをシャワー室出口付近に配置させる」と認識させていただきました。</p> <p>正午に入場されたお客様の利用が終了する午後1時30分くらいから、プールサイドに</p>	

いる監視員がシャワーの利用状況を適宜確認し、マナー違反のお客様に対し声がけをしていくということが説明の主旨となります。

現在の配置人員では、常時シャワー室出口付近への配置することが難しいため、プールサイドの監視員に頼らざるを得ない状況です。

しかしながら、ご指摘のとおり、いまだにマナー違反をされるお客様がいらっしゃることから、再度スタッフで検討し、今までよりもご理解いただきやすいイラスト入り注意喚起表示を掲示することといたしました。

お客様にマナーとして呼びかけを行うものではございますが、この掲示物による注意喚起と、プールサイドの監視員による確認と声がけの周知徹底により、プールをご利用されるお客様が快適にご利用いただけるようより一層努めてまいります。

今後とも、よりよい施設運営を目指してまいりますので、ご意見ご要望等がございましたらお気軽にお声をお寄せいただきたいと思います。と存じます。

このたびは貴重なご意見をいただきありがとうございました。